

令和 7 年度 学校法人京都女子学園 監事監査計画書

常勤監事 市 田 佳 之

監事 川 上 良

監事 林 忠 行

学校法人京都女子学園監事監査規程（以下「規程」という。）にもとづき、令和 7 年度の監事監査計画を次のとおり定める。

1. 監査方針

学校法人京都女子学園（以下「本学園」という。）の適正な管理運営、教育研究機能の向上及び財政の基盤確立等に寄与することを目的として、監査業務を遂行するものとする。なお、監査は、本学園の業務について適正かつ効率的な運営に資するために、内部監査を担当する監査室及び会計監査人と連携して行う。

2. 監査の方法

(1) 業務監査（規程第 5 条）

- ① 理事会、評議員会等に出席する。
- ② 令和 7 年度期中において、担当責任者等からの業務状況の聴取、重要な文書の閲覧等により定期監査を行う。
- ③ 業務の進捗状況等について、理事長、事務局長、関係所属長等と意見交換を行う。
- ④ 令和 7 年度の業務全般に関し、担当責任者等からの概況聴取、重要な文書の閲覧等により期末監査を行う。

(2) 財産監査（規程第 6 条）

- ① 令和 7 年度期中において、会計監査法人から監査結果の報告を受け、意見交換を行う。
- ② 「①」を踏まえ、必要に応じて会計に関する帳簿、書類等を調査する。
- ③ 令和 7 年度の財産目録及び計算書類に関し、担当責任者等からの概況聴取、重要な文書の閲覧等により期末監査を行う。

3. 監査項目・監査日程

監査項目・監査日程は、別添「令和 7 年度監査日程表」のとおり予定する。

なお、監査は令和 7 年度を通して行うほか、令和 7 年度終了後の令和 8 年 6 月に期末監査を行う。

4. 重点監査事項

業務監査の対象事項のうち、以下の事項を令和 7 年度の重点事項とする。

- (1) 各学校の諸課題等についての確認
- (2) 大学の改組等将来構想の進捗状況確認
- (3) 私学法改正への対応状況について確認
- (4) 令和 7 年度認証評価結果について確認
- (5) 第 2 期中期計画の進捗状況確認
- (6) その他、必要に応じて重点事項を設ける場合がある。

以 上